

会議記録

会議名称	令和4年度第2回 杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会
日時	令和5年2月27日（月）午後7時00分～午後7時43分
会場	杉並区役所 西棟6階 第5・6会議室
出席者	<p>&lt;委員&gt;</p> <p>玉村会長、中田委員、安藤委員、石黒委員、大久保委員、野積委員、継委員、水嶋委員、山内委員、佐々木委員、匂坂委員、大槻委員、新城委員、市村委員、庄司委員、手島委員、長澤委員、小泉委員</p> <p>&lt;区側&gt;</p> <p>保健福祉部長、国保年金課長</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・席次表</li> <li>・委員名簿</li> <li>・諮問文（案）</li> <li>・説明資料</li> </ul> <p>令和4年度第2回 杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会資料</p>
会議次第	<p>1 開 会</p> <p>委員等紹介</p> <p>会長、職務代行等の選出</p> <p>2 議題</p> <p>諮問事項の審議</p> <p>令和4年度諮問第2号</p> <p>令和5年度国民健康保険料率等の改定について</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉 会</p>

保健福祉部長	<p>皆様、こんばんは。夜間にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、保健福祉部長をしております喜多川と申します。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>改めまして、本日、お忙しい中お集まりいただきまして、心から感謝申し上げます。ただいま区議会が開会中でありまして、この時間帯を設定させてい</p>
--------	--

	<p>いただきました。誠に申し訳ございません。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>皆様方には、杉並区の国民健康保険事業につきまして、様々なお立場からご協力を頂いておりますこと、誠にありがとうございます。感謝申し上げます。</p> <p>皆様ご案内のとおり、この国民健康保険制度は、誰もが医療を受けることができる国民皆保険制度を日本は取っているわけですが、基本的な医療保険制度として大変重要な役割を果たしているところでございます。ただ、ご案内のように、この数年は新型コロナウイルスの感染によりまして、我々の生活リズムが大きく変わっており、とりわけ医療現場にも非常に大きな影響を与えているところでございます。それが翻って、また自治体の国民健康保険事業にも医療費の増加という形で多大な影響を与えているところでございます。</p> <p>また、社会保険への適用拡大、働く皆さんの社保への移行が進んできている状況もでございます。そうした中で、国民健康保険の被保険者数が減少しており、また、加入者の高齢化ということもございまして、国保に係る周辺状況は非常に難しい状況でございます。</p> <p>このような状況をご理解いただきまして、本日の運営協議会におきましては、令和5年度国民健康保険料率等の改定につきましてお諮りするものでございますけれども、皆様には諮問内容を十分にご審議いただきまして、後ほど答申を賜りますが、原案どおりご決定いただけましたら幸いです。</p> <p>冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
国民年金課長	<p>皆さん、こんばんは。国保年金課長の日暮でございます。</p> <p>それでは、私のほうから本日の資料の確認をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(資料の確認)</p> <p>また、本日は委員定数 20 名のところ、18 名の方のご出席をいただいております。杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第 6 条に規定する定足数を満たしていることをご報告させていただきます。</p>
保健福祉部長	<p>では、引き続きまして、私から。これまでの審議会と同様でございますけれども、この協議会の審議経過を議事録として記録する必要がございますので、発言を録音させていただきたいと存じます。また、ご発言いただく際には職員がマイクをお手元までお持ちいたしますので、お名前をおっしゃってからご発言をお願いしたいと存じます。</p> <p>本年は委員改選の年ではございませんけれども、交代された方が複数名いらっしゃると思いますので、改めて本日ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。</p>

	<p>たいと存じます。</p> <p>時間の都合上、大変恐縮でございますが、私のほうから名簿の順にお名前を読み上げさせていただきます。</p> <p>まず、被保険者代表といたしまして、中田良一委員、同じく安藤和博委員、石黒晴一委員、大久保久美子委員、野積優委員、本日はご欠席と連絡を頂いております、村本紀子委員でございます。</p> <p>次に、保険医・保険薬剤師代表といたしまして、本日ご欠席のご連絡を頂いております、杉並区医師会会長の稲葉貴子委員、同じく医師会副会長の継仁委員、医師会理事の水嶋淳一委員、歯科医師会会長の山内豪之委員、歯科医師会副会長の佐々木高彦委員、薬剤師会会長の匂坂光秀委員。</p> <p>公益代表といたしまして、杉並区議会議員で保健福祉委員会委員長の大槻城一委員、同じく区議会議員で保健福祉委員会副委員長の新城せつこ委員、杉並区町会連合会常任理事の市村敦子委員、杉並区商店会連合会副会長の庄司玉緒委員、杉並区社会福祉協議会常務理事の手島広土委員、杉並区民生委員児童委員協議会会長の玉村恭男委員。</p> <p>被用者保険等保険者代表といたしまして、立正佼成会健康保険組合常務理事の小泉景一委員、電子回路健康保険組合常務理事の長澤猛委員。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、区側の出席者でございますけれども、私、保健福祉部長の喜多川でございます。</p> <p>国保年金課長の日暮でございます。</p> <p>また、後ろには国保年金課の係長級職員も説明員として出席しておりますが、紹介のほうは省略させていただきます。</p> <p>続きまして、会長の選出に移らせていただきます。</p> <p>前会長の中島委員が退任をなさいました。改めて会長を選出していただく必要がございます。杉並区健康保険事業の運営に関する協議会規則第4条により、公益を代表する委員のうちから選挙すると定められております。</p> <p>会長選任につきましてはいかががいたしましょうか。ご発言がありましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>僭越ですけれども、地域福祉の状況にも見識が深く、現在、杉並区民生委員児童委員協議会の会長でいらっしゃる玉村委員を推薦させていただきたいと存じます。</p>

保健福祉部長	<p>ありがとうございます。ただいま会長候補といたしまして、民生委員児童委員協議会の会長でいらっしゃいます玉村恭男委員というお話がございました。皆さん、いかがでございましょうか。</p>
	(拍手)
保健福祉部長	<p>ありがとうございます。では、異議がございませんでしたので、会長を玉村委員にお願いしたいと存じます。</p> <p>それでは、玉村委員、前の会長席のほうにお移りいただきたいと存じます。</p>
	(玉村委員、会長席に移動)
保健福祉部長	<p>では、玉村会長から一言ご挨拶を頂きまして、これ以降の議事進行をよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>民生委員をしております玉村でございます。本日はよろしくようお願いいたします。</p> <p>今、会長にご指名いただきましたが、本会議の円滑な運営と活発な議論をいただければと思っております。各委員の皆様、ご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、次第に従いまして、会長職務代行委員の選出に入ります。</p> <p>なお、代行委員は杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第4条により、公益を代表する委員のうちから選挙することとなっておりますが、慣例により会長が指名するということがよろしいでしょうか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>では、異議なしということでございますので、会長職務代行委員には大槻城一委員をご指名いたします。大槻委員、よろしくようお願いいたします。</p> <p>次に、議事に入る前に、杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第9条による議事録への署名委員を決めたいと存じます。これにつきましても私から指名するということがよろしいでしょうか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>異議はございませんでしたので、私から指名させていただきます。</p> <p>私のほかに、被保険者代表の野積優委員、公益代表の新城せつこ委員にお願いいたします。よろしくようお願いいたします。</p> <p>それでは、諮問事項の審議に入らせていただきます。</p> <p>令和4年度諮問第2号「令和5年度国民健康保険料率等の改定について」を上程いたします。</p> <p>諮問の内容につきましては、区から説明をお願いいたします。</p>

国保年金課長

それでは、私のほうから諮問事項についてご説明させていただきます。恐れ入りますが、着座にてご説明させていただきます。

ご審議いただきます諮問事項は、今、会長のほうからもお話しいただいたように、「令和5年度国民健康保険料率等の改定について」でございます。

具体的改正内容は7点ほどございます。順にご説明させていただきます。

まず1点目でございますが、令和5年度国民健康保険料率の改定でございます。恐れ入りますが、「杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会資料」の3ページを御覧ください。

まず、保険料設定の基本的な考え方についてご説明いたします。3ページ上段、1「令和5年度特別区国民健康保険基準料率等の設定について」を御覧ください。

国民健康保険料は、都が示す納付金を参考に算定することとしております。この納付金は令和5年度に区が都に納付するもので、都はこの納付金を受けて各区に交付することで、都内の国民健康保険に係る医療給付等を賄うものでございます。そのため、基本的考え方では、この納付金を全ての被保険者が応分にご負担いただくように保険料を設定することとしているところでございます。また、保険料の設定に当たりましては、国保制度改革に伴う特別区の対応方針に示しますとおり、「23区統一基準で対応する」としているところでございます。

次に、これらを踏まえました令和5年度基準保険料率算定の基本的な考え方についてご説明させていただきます。同じ3ページの中ほどを御覧いただけますでしょうか。

令和5年度の保険料の算定に当たっては、激変緩和措置と単年度負担抑制策の2点を実施し、保険料の抑制を図るとしているところでございます。

それでは、その2点についてご説明させていただきます。

まず、激変緩和措置についてでございますが、協議会資料の8ページの参考資料2を御覧いただけますでしょうか。

激変緩和措置というのは、平成30年から令和5年までの6年間を期間とし、保険料の急激な上昇を抑制するため、納付金の一定割合を保険料の算定の対象とせず、区で負担することで保険料の抑制を図るものでございます。

参考資料の右側、「激変緩和と法定外繰入縮減のイメージ図」のところを御覧ください。

水色に塗られた部分が激変緩和を表しているところでございます。平成30年度のところを見ていただきますと、納付金の約6%、約12億円を区が負担し、抑制を図った結果、赤の線が出ています1人当たりの保険料は15万5,000円となっているものでございます。その後、令和元年度は納付金の5%、約10億と1%ずつ減少し、令和5年度で激変緩和措置を終了するものでございます。

次に、もう1つの単年度負担抑制策についてご説明させていただきます。協議会資料の3ページにお戻りください。

これは、新型コロナウイルス感染症の拡大によって医療費が非常に増大しております。これにより納付金も増となっていることから、単年度の抑制策として、当該増分を保険料に転嫁しないよう区が負担し、保険料の抑制を図るものでございます。具体的には、激変緩和措置と合わせて、納付金の医療分を納付金全体の90.3%に縮減するものでございます。激変緩和措置と単年度抑制策を合わせた全体としては、一番下の表の真ん中の「激変緩和率」というところを見ていただくといいのですが、ここの右端、合計で92.4%相当に納付金を縮減し、保険料の抑制を図るものでございます。

では、協議会資料の4ページ中段、令和5年度の杉並区保険料率を御覧ください。

今申し上げました抑制策を踏まえて、令和5年度の杉並区の保険料率でございますが、医療分、後期高齢者支援金分、介護分と3つに分かれております。医療分では均等割額が4万5,000円、所得割料率が7.17%、次に、後期高齢者支援金分では均等割額が1万5,100円、所得割料率が2.42%、介護分では均等割額が1万6,200円、所得割料率が2.20%に改定するものでございます。

以上、3つを合わせて全体でございますけれども、均等割額が7万6,300円、所得割料率が11.79%の保険料率とするものでございます。

以上が保険料率の説明でございます。

続いて、次の2点目でございます。保険料の賦課限度額の改定についてご説明させていただきます。同じ4ページの上段を御覧いただきたいと思います。

保険料の賦課限度額というのは、賦課する年間の保険料の上限を定めているものでございまして、限度額の設定に当たっては、被用者保険、いわゆる社会保険とのバランスを考慮し、賦課限度額を超過する世帯が1.5%台になるように設定するものでございます。今般、国民健康保険法施行令において賦課限度額が変更となったのに伴い、その額を変更するものでございます。具体的には、

医療・介護分は前年度同額で変更せず、後期高齢者支援金分については賦課限度額を2万円引き上げるものでございます。

以上が賦課限度額のご説明でございます。

次に3点目としまして、保険料の軽減に係る条例改正についてご説明させていただきます。協議会資料の5ページ、上段を御覧いただけますでしょうか。

国民健康保険では、低所得者世帯を対象に、世帯の所得金額が判定基準を下回る場合に、その世帯の保険料均等割額を一定割合減額するという制度がございます。これについて、今般、国民健康保険法施行令の改正により、判定基準の変更がありまして、それに伴い、減額する額を改定するものでございます。

上の表を見ていただきたいのですが、一例を申し上げますと、表中、「令和5年度(案)」の一番上、基礎賦課額に係る軽減額7割のところを御覧いただきたいと思います。今回、先ほど申しました医療分の均等割額が4万5,000円と申し上げました。その7割、すなわちここに記載の3万1,500円を減額するものでございまして、この形を基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額それぞれについて、7割、5割、2割の減額割合に従って減額する額を新たに設定するものでございます。

続きまして、4点目でございますが、5ページの下段のほうを御覧いただきたいと思います。未就学児の被保険者等均等割額の減額についてでございます。

これは、子育て世帯の経済的負担を軽減するという観点から、令和3年9月に国民健康保険法が改正されまして、納付義務世帯に6歳までの未就学児がいる場合、当該未就学児に係る保険料均等割額を2分の1に減額するものでございます。こちらについても、今般、先ほど申し上げた均等割額を変更することから、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、それぞれについて均等割額を変更するものでございます。

この下段の表ですが、これが令和5年度保険料均等割額の変更に伴い、アからエの各区分で額を新たに定めたものでございます。

続きまして、5点目でございます。その下の下段のところを御覧いただきたいと思うのですが、これは出産育児一時金の改定についてでございます。

現行、出産費用の状況を踏まえまして、国民健康保険法施行令の改正に合わせて、これまでその一時金の額42万円を50万円に引き上げるものでございます。

続いて、6点目でございます。協議会資料の6ページを御覧いただけますで

	<p>しょうか。</p> <p>これは、雇用保険法施行規則の一部改正に伴いまして改正するものでございます。国民健康保険では、倒産などの非自発的な理由によって失業された方に対して保険料を減額する減額制度がございます。これまでその減額制度の適用に当たりましては、失業の状態を確認するため、雇用保険受給資格証の提示を必要としておりました。今般、雇用保険法施行規則の一部改正に伴いまして、資格証に加えて、雇用保険受給資格通知の提示によって確認するというものが加わったものでございます。以上が6点目の改正内容でございます。</p> <p>最後に、7点目でございます。協議会資料6ページの下のところを見ていただきたいのですが、これは新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免の特例を定める規定の改正についてでございます。</p> <p>これは、令和4年度分の保険料について、現在、令和5年3月31日までの間に納期限が到来するものについて、新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免の対象とするとしております。これを令和6年3月31日までの間に納期限が到来するものまで延長するものでございます。これにより、例えば令和5年度に遡及して令和4年度からの国民健康保険に加入した場合など、5年度に4年度分の保険料をお支払いいただく場合がございます。その場合にも新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免の対象とするものでございます。</p> <p>ちょっと早口で申し上げましたが、以上7点について、条例各号において改正または追加する必要があり、今回諮問するものでございます。</p> <p>私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいま説明があった諮問事項について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>やはり国民健康保険料の考え方は非常に難しいと思っております、教えていただくことも含めてお願いしたいと思います。</p> <p>今回、コロナ禍の影響等で納付金が増大する中で、賦課総額を抑制する観点から負担抑制策を講じることとなったと。激変緩和措置については、昨年と同じように97.3%の抑制については確認させていただいたのですが、医療費の納付金の増分の保険料を転嫁しないように90.3%にして、全体的には92.4%相当ということなのですが、去年もたしか94%の削減とされたと思うのですけれども、なぜこれが保険料のアップにつながっているのかということをお教えしてくだ</p>



	さい。
国保年金課長	<p>コロナ感染症にかかって医療機関等で治療を受けた場合にはその診療報酬がかかってくるのですけれども、その分は当然保険料で基本的には7割を賄う制度になっております。その中で、今般、実は昨年度もそうだったのですが、コロナにかかる経費が非常に増大しています。これは、全体的にコロナにかかる方が昨年度に比べて多くなったということが、私どもの範囲で見える原因かなと。</p> <p>それより先については、なぜそれが保険料にはね返るほど診療報酬が増えているのかというのはなかなかつかみにくいところでございますけれども、少なくともコロナにかかる方がこの前の第7波、今回の第8波等を含めて増大した結果、診療報酬としてお支払い金額が増え、その結果、来年度の保険料を計算するに当たり納付金も増えていると。その結果、保険料を若干上げさせていただく形にならざるを得なかったという経過かなと思っているところでございます。</p>
会長	ほかに質問はございませんでしょうか。
委員	雇用保険法施行規則の一部改正に伴う条例改正のことでちょっと質問したいのですけれども、「雇用保険受給者証の提示を求められた場合には、これを提示しなければならない」というのは、求めない場合もあるのですか。
国保年金課長	何のために求めるかと申しますと、結局、先ほど申し上げた非自発的に失業になった方が、その様になっているかどうかを確認するためなので、基本的にはその提示を求めるということでございます。
委員	そうすれば、別に「求められた場合」ではなくて、「受給者証の提示をしなければならない」でも構わないと思うのですけれども、そういうことはできないのですか。
国保年金課長	おっしゃるとおり、改正前と比較して見ていただいたのかなと思っておりますけれども、確かに「求められた場合には」という言い方が、求めなくていい場合も含まれるというふうに理解するのはなかなか難しいところでございますけれども、言っている意味は同じでございます。提示しなければならないという意味なので、そこはご理解いただければなと思っているところでございます。
委員	分かりました。
会長	ほかにごございませんでしょうか。
委員	また改めてお伺いしたいのですが、やはり保険料の料率が上がるということ

	<p>は、こういうコロナ禍の状況では負担感も非常に大きくて、大変だなと改めて感じています。しかしながら、ただ、区としてはいろんな抑制策があるかと思えます。これまでも一般財源の投入などで抑制してきたと思えますが、これまでどのぐらいの財源投入をして抑制してきたのか、少し経過が分かるとうりがないと思えます。</p>
国保年金課長	<p>先ほど参考資料2の水色のところをご説明させていただいたと思えますけれども、これが抑制策の最たるところでございます。いわゆる激変緩和という形で毎年度1%落としていきますけれども、その額を乗せさせていただく。</p> <p>下の緑色のところ、未収分法定外繰入額というのは、保険料をかけさせていただくのですが、保険料をなかなかお払いいただけない方があって、その分は区が補填をさせていただいています。その額がこの緑色の金額で、ほぼ同じぐらいの規模を持っています。</p> <p>したがって、区としては、この未納保険料を足した額ぐらいを補填させていただいて、現行の保険料を維持しているところでございます。</p>
委員	<p>それから、今回、限度額の点なのですが、後期高齢者の支援金が2万円だけ上がるという状況になっているのですけれども、これは国の法改定によってということを示されているのですが、なぜこの負担金だけが上がるのか。ほかは同額となっているので、国はどういうふうに説明されているのでしょうか、お願いします。</p>
国保年金課長	<p>国の説明資料によりますと、今回の後期高齢者の分のみ上げさせていただいたところは、そもそもこれまでの保険料について、世代全体で社会保障を担っていこうという基本的な考え方がございます。それに沿って、負担能力に応じて公平にする必要があるということから、被保険者でそういった負担能力のある方については一定の限度で負担を頂くというふうに国のほうでは申し出てまして、それに伴って今回2万円の増をさせていただくものでございます。</p>
委員	<p>最後に1点だけです。本当に毎年こういう形で保険料が上がっている状況があって、区長会の議論を踏まえて今回の提案という形になっているのだと思うのですが、やはり青天井になることをどうやって止めたらいいのかということが本当に悩ましい課題でもあると思うのですけれども、区長会の議論の状況とか、国に対してどういうふうな意見を出しているのかということも含めて、議論の状況が分かれば教えていただきたいと思えます。以上です。</p>
国保年金課長	<p>23区統一の保険料にするということを最初に申し上げたと思うのですが、そ</p>

	<p>れはどこで決めるのかというところで、現在、区長会、各 23 区の区長が集まる会がございませう。そこで、今申し上げた統一的な保険料率を決めているところでございませう。</p> <p>私どもは会議録等でしか存じ上げておりませうが、そこでどんな議論があるかというところ、大きく 2 つございませうして、やはり保険料がこれだけ上がっていくのを抑制する必要があるのだと。その意味で、一般会計からお金を繰り入れさせていただいて、保険料を抑制する必要があるという意見と、逆に、それだけお金を入れたとすると、今度は戻すときになかなか戻せなくなりますよねと。だから、将来を見つめて考えれば、もう少しそこについては議論すべきなのではないかというご意見もありました。</p> <p>いずれにしても、現行制度の形が妥当というよりは、何か保険料について今後も考えていく必要があるということで、先ほどちょっとお話にありましたコロナの診療報酬に関わるものにつきましても、そこについては、本来、国が負担すべきなのではないか。皆さんの保険料に転嫁するというのではなくて、感染症を対象としているものですので、国が担うべきではないかというご意見もございませう。区長会ではそういう要望も国に出しているところでございませうして、そういう点が議論になったところでございませう。</p>
保健福祉部長	<p>補足をさせていただきます。国民皆保険制度というのを冒頭申し上げましたが、国民健康保険法が日本で初めて制定されたのが 1938 年なのです。それから随分、この国民健康保険というのは成り立ちが変わってきている状況です。それは、私が冒頭申し上げたような国民健康保険に加入していらっしゃる方を取り巻く状況が変わってきたのだというところですね。</p> <p>課長が今いろいろ申し上げましたが、皆さんで支え合うというのがそもそもあったわけですが、それが 1930 年代、40 年代とは違うわけですね。そして、社保に加入している方が増えてきている。多くの高齢者の方が国民健康保険に加入している状況。そうすると、当然、財源は一体どうしたらいいのだというところは近年ずっと議論になっているところで、全国の自治体を見てもやはり国民健康保険制度の運営は非常に厳しいというところがございます。</p> <p>区長会で統一保険料にするというのは、23 区の中でどこにお住まいになっても健康保険の負担が同じだという基本的な考えを持って、23 区は統一保険料方式を定めているわけですが、法制度が変わったときに、これまでもこの会議でご説明したことがあると存じませうけれども、都道府県が責任主体になっ</p>

	<p>たのですね。それで、23区は東京都のほうに、先ほど来、納付金という話をしておりますけれども、一体幾ら財源が必要なのだと。納付金は幾ら幾ら23区から納めなさいというところ、その原資は国民健康保険に入っている被保険者の方からいただくと。</p> <p>ただ、それだけでは当然運営できませんので、各23区の区役所が一般会計から国保財政に支出して運営していくわけですが、年々値上げをしなければいけないという状況は、結局、国保財政を円滑に運営していくため。これが破綻したらとんでもないことですので、誰もが医療にアクセスできるのを基本としているわけですから、そのためにはこの保険料を一体どうしたらいいか、ずっと議論しているわけですが、やはり昨今の年々上がっているというこれまでご説明したような状況がございます。</p> <p>重ねてでございますけれども、やはりこれは東京都、それから国の支援をもっと基礎自治体のほうにしてほしいということが切なる私どもの願いでございます。特別区長会と先ほど申し上げましたが、江東区の区長がその特別区長会の会長を務めておりますけれども、江東区の会長から厚生労働大臣と小池都知事に対して緊急要望ということで、この切なる願いを届けている状況でございます。</p> <p>ただ、23区もいろいろ知恵を絞って、何とか少しでも抑制をできないかということで議論した結果、今回お諮り申し上げます保険料になったというような経過でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ほかに質問はございませんでしょうか。</p> <p>最後にご意見がある方、いらっしゃいませんか。</p> <p>ないようですので、これでお諮りしたいと思います。</p> <p>では、令和4年度諮問第2号「令和5年度国民健康保険料料率等の改定について」を承認することに異議はございませんでしょうか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>では、異議ないものと認め、令和4年度諮問第2号「令和5年度国民健康保険料料率等の改定について」につきましては、原案を適当と認める旨、区長に答申することといたします。</p>
保健福祉部長	<p>事務局から答申文案をお配りいたしますので、しばらくお待ちください。</p>
	(答申文案配付)

国保年金課長	私から答申文案を読ませていただきます。
	<p>令和5年度国民健康保険料率等の改定について（答申）</p> <p>令和5年2月27日付け4杉並第60997号により、当協議会に対し諮問のあった「令和4年度諮問第2号 令和5年度国民健康保険料率等の改定」について、下記のとおり答申します。</p> <p>原案を適当と認める。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	それでは、今の答申文案に異議はございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	<p>では、異議がないようですので、案のとおり答申書を区長へ提出いたします。</p> <p>以上で諮問事項の審議は終了いたしました。</p> <p>それでは、次の3「その他」として、事務局から何かございますか。</p>
国保年金課長	<p>本日の議事録署名につきましては、議事録ができ次第、先ほどご指名いただきました委員の方に署名をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、本日の国民健康保険事業の運営に関する協議会は、これもちまして閉会といたします。皆さん、ご協力ありがとうございました。</p>